

いわき市農業委員会第5回総会議事録

会長 蛭田元起は、令和6年10月21日(月曜日)午後1時30分、いわき市農業委員会総会を
いわき市文化センター3階大会議室にて開催した。

1 出席者(計33名)

(1) 農業委員(23名)

1 鈴木 幸夫	11 平田 敬一	21 大竹 公治
2 鈴木 義直	12 鈴木 忠光	22 飯高 敬一
3 遠藤 重和	13 岡村 泰典	23 油座 盛明
4 木幡 仁一	14 佐川 良平	24 藁谷 昭夫
5 蛭田 元起	15 菅野 綾	
6 志賀 幸		
7 田子 耕一	17 新妻 吉人	
8 古市 邦男	18 松崎 正信	
9 四家 誠	19 生田目 祥明	
10 中根 まり子	20 石井 英毅	

(2) 事務局(10名)

事務局長	草野 隆弘
事務局参事兼次長	中村 祐一
農政振興係長	赤津 剛士
農地調査係長	鯨岡 孝行
農地審査係長	蛭田 祥久
農地審査係 主査	櫛田 秀則
農地調査係 主査	金成 聡司
農地審査係 主査	浅川 実利
農地審査係 主事	千葉 風摩
農政振興係 主査(書記)	鹿内 竜也

2 欠席者

16 木村 義昭

3 会議の概要(注：個人情報に係る箇所を除く)

事務局
(中村次長)

それでは、議事に入ります。

議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、会長が議長となり進行することとなります。

蛭田会長、よろしくお願いいたします。

議長
(蛭田会長)

それでは、議長を務めさせていただきます。

円滑な議事進行に努めて参りたいと思いますので、皆様方のご協力をお願いいたします。

まず、本日の通告欠席は、議席番号16番 木村義昭委員となります。

現在、委員24名中23名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する総会開会に必要な過半数を超えております。

本日の総会が成立することをご報告いたします。

次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会・閉会は議長が宣告することになっておりますので、宣告いたします。

只今より、いわき市農業委員会5回総会を開会いたします。

次に、議事録署名人の指名ですが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名いたします。

議席番号11番 平田敬一委員、議席番号12番 鈴木忠光委員、以上2名の委員をお願いいたします。

また、書記は事務局をお願いいたします。

なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、「農業委員会は、総会等の終了後速やかに、市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程の全てを要約することなく詳細に記した議事録を作成し、これを縦覧に供すること」とされております。

これにより、本総会の議事録作成については、委員個人名と発言内容の全てを記載する「全文記録方式」といたします。

また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。

次に、会務報告に入ります。

今月の報告は、令和6年9月分となります。

議案書2ページに記載のとおりですので、各自ご確認下さい。

これより議事に入りますが、先に留意事項について申し上げます。

総会資料には、個人情報が含まれており、非常勤の特別職公務員である農業委員及び農地利用最適化推進委員には、守秘義務が課せられていることから、その取り扱いについては、十分ご注意願います。

次に、議案・報告案件において、取下げ・追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。

事務局
(赤津係長)

特に、取下げ・追案等はありません。

議長
(蛭田会長)

それでは、議事に入ります。

農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することが出来ないこととされております。

該当する方がいれば、議案審議の際に申し出て下さい。

それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の3ページをお開き願います。

【議案第1号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(千葉主事)

説明に入ります前に資料の訂正がございます。

議案説明書2ページをお開きください。

番号5番について、申請人より取下願出書が提出されましたので、削除願います。

また、この取下により、3ページ下部の合計面積が変更となります。

畑の面積を「1,847 m²」を「1,539 m²」へ、合計「17,437 m²」を「17,129 m²」へそれぞれ訂正願います。

改めまして、議案説明書の1ページをお開きください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

議案説明書の2ページをご覧になりながらお聞きください。

併せて地図につきましては、別紙現地調査位置図をご覧下さい。

番号1番から番号4番につきましては、売買による所有権の移転、番号6番から番号9番につきましては、贈与による所有権の移転です。

なお、番号3番につきましては、新規就農案件となっており、譲受人は現在まで父の農作業を手伝いながら知識をつけ、以前から独立した農家になることを考えておりました。

取得後は水稻を作付けする予定となっており、農機具については、父が所有するトラクターと田植え機を使用する予定です。

なお、大型の農機具が必要になった場合は、委託する計画となっております。

また、番号9番について、申請地の農地性について疑義が生じるものです。

ついては、現地調査報告の内容を踏まえご審議くださるようお願いいたします

以上が、今月の農地法第3条許可申請案件となります。

今月の3条申請面積につきましては、田 15,590 m²、畑 1,539 m²、合計 17,129 m²となります。

説明は、以上です。

議長 (蛭田会長)	只今、議案第1号について、事務局より説明がありました。 ここで、現地調査時の意見の報告を、担当委員よりお願いいたします。
10番 中根委員	番号1番から番号4番の案件につきましては、現地を調査しました結果、特段、問題はありませんでした。 番号9番については、現況が農地とは判断できず、申請に係る形式上の要件を満たさないことから、却下が妥当と考えます。 報告は、以上です。
議長 (蛭田会長)	続いて、事務局よりお願いいたします。
事務局 (千葉主事)	番号6番、番号7番、番号8番について、事務局で現地を確認したところ、特段、問題はありませんでした。 報告は、以上です。
議長 (蛭田会長)	只今の報告では、「番号1番から番号4番、番号6番から番号8番は特に問題がなく、番号9番は現況が農地とは判断できないことから却下が妥当である」とのことでした。 これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。
19番 生田目委員	番号3番について、新規就農の案件ということですが、父親の経営規模を教えてくださいと思います。 また、どのような機械をお持ちなのか、併せてお聞かせ願います。
事務局 (千葉主事)	父親の経営規模については、現在手持ちの資料がございませんので分かりませんが、所有する機械については、トラクターと田植え機となります。 また、稲刈りについては、営農計画書により委託することになっております。
7番 田子委員	番号9番について、譲渡人の年齢が82歳ということで、高齢化による耕作放棄地であることは明らかなです。 譲受人が農業を営んでいるのであれば、この段階では認められないのかもしれませんが、どのように対応すれば認められるのか、事務局から申請者に対しご指導頂き、この農地がスムーズに農業者の元に渡るようお願いしたいと思います。
事務局 (千葉主事)	今回却下となった理由は、農地の判断が出来ないためです。 申請者には、対象地の草刈りを行い、現地の確認が出来る状態にするよう指導いたします。

議長
(蛭田会長)

そのほか、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですので、お諮りいたします。

議案第1号について、番号1番から番号4番、番号6番から番号8番は許可とし、番号9番は現況が農地とは判断できないことから却下とすることに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、只今の説明のとおり可決いたします。

次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の4ページをお開き願います。

【議案第2号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(浅川主査)

議案説明書の7ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。

議案説明書の8ページをお開き願います。

配付しております「現地調査位置図」及び「許可申請に係る意見及び決定理由書」をご覧になりながら、お聴きくださるようお願いいたします。

なお、「現地調査位置図」は10ページから、「意見及び決定理由書」は1ページ、右下の欄に記載しております受付番号5060番からとなります。

ご準備よろしいでしょうか。

それでは、申請土地の表示、登記地目、転用面積、転用目的、権利の移動事由の順で申し上げます。

番号1番、泉町、田704㎡、太陽光発電設備、所有権の移転。

番号2番、石塚町の計2筆、田及び畑計949㎡、太陽光発電設備、所有権の移転。

番号3番、川部町、田1,607㎡、太陽光発電設備、所有権の移転。

番号4番、山田町の計3筆、いずれも畑計829㎡、太陽光発電設備、所有権の移転。

番号5番、常磐藤原町、田846㎡、太陽光発電設備、所有権の移転。

番号6番、遠野町根岸、田514㎡、太陽光発電設備、所有権の移転。

番号7番、平中神谷の一部、田120㎡、現場事務所の設置のための一時転用、使用貸借権の設定です。

以上7件、面積は田4,691㎡、畑878㎡、合計5,569㎡となります。

ここで事務局より、番号1番から番号6番まで、株式会社ES-MIRAIを譲受人とする太陽光発電設備の転用案件について、補足説明します。

当該事業者については、先月の第4回総会の議案第4号「農地法第5条の規定による許可処分取消願いについて」の審議の際、「今後の許可申請

事務局 (浅川主査)	において、事業計画どおりに転用を進められるかどうか、十分注意して審査しなければならない。転用許可の一般基準にも、「事業を行うのに必要な信用があるか、転用事業者の過去の事業実績等から総合的に判断する。」とあることから、全ての案件が事業計画どおりに工事完了するまでは、新たな転用許可を行わないといった措置も検討すべき。」などの意見が出されました。 これを受けて、事務局から当該事業者に対し、それらの意見を踏まえて今回の許可申請を行うよう指導しております。 また、「意見及び決定理由書」の15ページをご覧ください。 本資料は、当該事業者が提出した今回の許可申請案件に係る工事予定表です。 その内容ですが、計6案件を2つのグループに分け、それぞれ11月上旬から着工し、12月上旬には全て完工する予定となっております。 ちなみに、許可申請書上の完工時期については、全ての案件が令和7年4月30日と、工事予定表上の完工時期よりも余裕を持って設定されております。 事務局としましては、当該事業者について、計画どおりに転用事業を行うことが工事完了報告等により確認できるまでの当面の間、経過観察をするのが適当であると考えております。 それらを勘案し、申請内容を精査した結果、申請箇所全てが農地転用許可基準である「立地基準」及び「一般基準」を満たしております。 説明は、以上です。
議長 (蛭田会長)	只今、議案第2号について、事務局より説明がありました。 ここで、現地調査時の意見の報告を、担当委員よりお願いいたします。
12番 鈴木（忠） 委員	番号1番から番号6番について、現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。 報告は以上です。
議長 (蛭田会長)	続いて、事務局よりお願いいたします。
事務局 (浅川主査)	番号7番について、一時転用案件であることから、事務局で現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。 報告は以上です。
議長 (蛭田会長)	只今の報告では、特に問題ないと判断されとのことでした。 これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。
7番 田子委員	番号1番について、対象地の西側は泉藩歴代藩主の墓所になっており、現在も藩主の子孫たちが管理しております。

7 番 田子委員	クレームが入る可能性もありますので、トラブルにならないよう関係者の同意を得るべきだと思います。
事務局 (浅川主査)	田子委員のご指摘どおり、対象地の西側については、泉藩主本多家の墓所であることを確認しております。 墓所が子孫の方々の心のよりどころになっていることもありますので、代理人行政書士を介し、申請者に対し十分留意して転用事業を行うよう助言いたします。
19番 生田目委員	意見及び決定理由書の15ページ「工事予定表」についてですが、11月5日から30日までの期間、担当者が連続勤務の状態になっているように見受けられます。 労働基準法上問題ですので、休みを入れるよう指導する必要があると思います。 工期が間に合わないというのは、予備費がないからだと思われますので、そういったところも事務局から指摘していただきたいと思います。
事務局 (浅川主査)	只今いただいたご意見については、代理人行政書士を介し、申請者にお伝えします。
議長 (蛭田会長)	そのほか、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。 【意見・質問なし】 ご質問がないようですので、お諮りいたします。 議案第2号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。 【「異議なし」の声あり】 ご異議なしと認め、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。 次に、議案第3号「非農地の判断について」、事務局の説明を求めます。
事務局 (鯨岡係長)	議案書の5ページをお開き願います。 【議案第3号を朗読し、審議事項を説明】 なお、詳細については、担当者が説明いたします。
事務局 (金成主査)	本日お配りしている資料1をお開き願います。 番号1番については、今般、所有権の移転に関する相談があり、土地の状況を調査したものです。 当該地については、平成29年に現所有者が相続を受けた際には、既に、隣接する市街化区域の宅地と同じレベルなるよう擁壁が設置され、土盛されており、全体に砂利が引かれている状況で、長年にわたり耕作はされておりました。 土地の現況については、平1区地区審議会の農地パトロール強化月間現

事務局
(金成主査)

地調査においても、耕作の目的に供されていないことを確認しております。

これらの状況を含め、当該地が農業振興地域内農用地であるため、いわき市農林水産部及び福島県いわき農林事務所と協議を重ねて参りました。

当該地は、市街化区域に隣接し、周囲の宅地と一体化している状況であること、既に農地性が無く、長年にわたり耕作の目的に利用されていないことなどから、今後の所有権移転並びに土地の権利の整理を行うため、非農地通知の発出が必要であると確認されたものです。

ついては、本案件は、原野・山林の様相を呈している状況ではない極めて稀なケースではありますが、県・市との協議をふまえ、これまでの経緯と状況を鑑み、土地の所有権移転などを含めた整理を行うため、非農地判断をお諮りするものです。

番号2番から5番については、利用状況調査の結果、長年耕作がされておらず、既に原野・山林化している農地について、非農地判断を行うものです。

今般、非農地判断することについて、地権者等から申出があり、地権者からの合意を得られた土地について、その判断をお諮りするものです。

現地調査については、農地パトロール強化月間及び各地区審議会の委員において実施しております。

10月分は田3筆1,004㎡、畑10筆11,568㎡、合計13筆12,572㎡です。

現地の様子については、追加資料の現況写真により、ご確認下さい。

説明は、以上です。

【現況写真により確認】

議長
(蛭田会長)

只今、議案第3号について、事務局より説明がありました。

ここで、現地調査時の意見の報告を、担当委員よりお願いいたします。

6番
志賀委員

番号1番について、農地パトロール強化月間現地調査において、平田敬一委員、木村茂委員、新妻信夫委員と一緒に現地を確認しました。

現地は、長年にわたり雑種地の様相を呈しており、耕作の目的に供されておりました。

周囲の状況を鑑み、非農地化することに関しては、やむを得ないものと考えています。

報告は、以上です。

9番
四家委員

番号2番について、農地パトロール強化月間現地調査において、木幡仁一委員、三戸豪士委員、宍野正秋委員と一緒に現地を確認しましたが、既に原野・山林の様相を呈している状況であります。

非農地化することに関しては、特段、問題ありません。

報告は、以上です。

3 番 遠藤（重） 委員	番号 3 番について、小名浜・常磐地区審議会の田子耕一委員、鈴木忠光委員、佐川良平委員と一緒に現地を確認しましたが、既に原野の様相を呈している状況であります。 非農地化することに関しては、特段、問題ありません。 報告は、以上です。
15 番 菅野（綾） 委員	番号 4 番及び 5 番について、農地パトロール強化月間の現地調査において、大竹公治委員、阿部克典委員、草野一茂委員と一緒に現地を確認しましたが、既に原野・山林の様相を呈している状況であります。 非農地化することに関しては、特段、問題ありません。 報告は、以上です。
議長 (蛭田会長)	只今の報告では、特に問題ないと判断されとのことでした。 これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。 【意見・質問なし】 ご質問がないようですので、お諮りいたします。 議案第 3 号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。 【「異議なし」の声あり】 ご異議なしと認め、議案第 3 号「非農地の判断について」は、原案のとおり可決いたします。 ここで、報告に入る前に、10分間の休憩を取ります。 午後 2 時 30 分まで休憩とします。 【10 分間休憩】 それでは、全員お揃いですので、議事を再開いたします。 始めに、報告第 1 号から第 3 号まで、一括して事務局の説明を求めます。
事務局 (蛭田係長)	議案書の 6 ページをお開き願います。 【報告第 1 号を朗読し、報告事項(農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について)を説明】 それでは、議案説明書の 13 ページから 19 ページをお開き願います。 今月の報告件数は 26 件、権利の移動理由は、全て「相続」です。 権利の取得面積は田 101,900.33㎡、畑 46,985.87㎡、合計 148,886.20㎡です。 以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。 続きまして、議案書の 7 ページをお開き願います。 【報告第 2 号を朗読し、報告事項(農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について)を説明】 議案説明書の 21 ページから 23 ページをお開き願います。 報告に入る前に資料の訂正がございます。 議案説明書の 23 ページ、番号 7 番の畑の面積が 790㎡から 794㎡へ、合計欄の畑の面積が 1,214㎡から 1,218㎡へ、合計の面積が 5,397㎡から 5,401㎡

事務局
(蛭田係長)

へ、以上３点の訂正をお願いいたします。
それでは改めまして、報告いたします。
今月の報告件数は７件、転用面積は田４,１８３㎡、畑１,２１８㎡、合計５,４０１㎡です。
以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。
続きまして、議案書の８ページをお開き願います。
【報告第３号を朗読し、報告事項(農地法第１８条第６項の規定による通知について)を説明】
議案説明書の２５ページから２６ページをお開き願います。
今月の報告件数は４件、面積は田６,０９６㎡、畑０㎡、合計６,０９６㎡です。
以上、合意解約通知がありましたので報告いたします。
報告は、以上です。

議長
(蛭田会長)

次に、報告第４号について、事務局の説明を求めます。

事務局
(赤津係長)

議案書の９ページをお開き願います。
【報告第４号を朗読し、報告事項(引き続き農業経営を行っている旨の証明書について)を説明】
議案説明書の２７ページから２８ページをお開き願います。
今月の交付件数は２件、内訳は「相続税の納税猶予」です。
面積は、田７,８００㎡、畑３,８９２㎡、合計１１,６９２㎡です。
以上、事務局長が専決し、証明書を交付しましたので報告いたします。
報告は、以上です。

議長
(蛭田会長)

以上、事務局説明のとおり、ご承知置き願います。
次に、協議事項に入ります。
「令和７年いわき市農作業労働賃金標準額(原案)について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(鹿内主査)

８月総会において、令和７年標準額の策定方針が決定し、今般、原案を作成したところです。
お手元にお配りしております「資料２」をご覧ください。
資料がＡ３の二つ折りとなっておりますので、開いて頂きたいと思えます。
左が令和７年標準額（原案）、右が現行の令和６年標準額となります。
また、修正箇所を朱書きにて表記しております。
左右見比べながら、ご確認頂きたいと思えます。
先ず、タイトルの「令和６年」を「令和７年」に修正しております。
次に、タイトルの下、２段目の「農林業」の文言を、「農業」に修正しております。
こちらは、昨年度「林業」の作業項目を削除したことによる修正となります。

事務局
(鹿内主査)

す。

次に、福島県最低賃金を「900円」から「955円」とし、発効日を「令和5年10月1日」から「令和6年10月5日」に修正しております。

雇用労働作業の各項目が最低賃金を下回っていないことを、併せてご確認頂きたいと思います。

最後に、特記事項の5番、「令和6年中」の文言を、「令和7年中」に修正しております。

以上が、修正内容になります。

令和7年標準額については、8月の総会において、額改定の協議を行わないものと決定しておりますので、必要最小限の修正内容となっております。

なお、本日、「原案」の承認を頂いたあとは、J A福島さくらの確認を経て、12月総会へ上程する予定です。

説明は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今、事務局より説明がありました。

これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですので、お諮りいたします。

「令和7年いわき市農作業労働賃金標準額（原案）について」、事務局説明のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、「令和7年いわき市農作業労働賃金標準額（原案）について」は、事務局説明のとおり承認いたします。

次に、その他に入ります。

始めに、事務局より何かございますか。

事務局
(赤津係長)

【資料3】委員報酬等の支払等について

⇒ 上記資料により、公金振込手数料の有料化に伴う今後の対応について、次のとおり説明した。

1 委員報酬等の支払について

市が、所得税を控除した報酬と旅費（前月分）を別々に指定口座へ振込む。

2 積立金等の集金について

各委員が、令和6年10月から市の指定口座へ各種積立金等の合計額を振込む。

（①慶弔費、②研修旅行積立金、③全国農業新聞購読料金の合計額）

また、振込期限は毎月月末とし、降込手数料は各自負担とする。

3 懇親会費の集金について

現金取扱い時の安全確保の観点から、会場では極力集金しない。

事前に、総会及び全員協議会の受付時に集金する。

【委員と事務局との意見交換】

2 番
鈴木（義）
職代

これまでの内容を整理させて頂くと、先ず事務局としては「口座振込」をお願いしたいということ。
こちらについては、異論はないようですので決定ということで。
次に、支払い回数については、一旦、それぞれが持ち帰り整理したうえで、再度協議する。
よろしいでしょうか。

議長
（蛭田会長）

只今、鈴木会長職務代理者より、これまでのまとめの意見がございました。
これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。
【意見・質問なし】
ご質問がないようですので、支払い方法については「口座振込」といたします。
また、支払い回数等の詳細については、次回の総会にて再度協議いたします。
そのほか、事務局より何かございますか。

事務局
（浅川主査）

農地法第51条第1項に該当する事案（渡辺町田部地内）について
⇒ 上記について、次のとおり報告した。
渡辺町田部地内における農地法・農振法違反事案に関して、先月下旬から今月上旬にかけて、県と複数回協議を行ったが、警察への告発に先立ち、本年5月1日付けで土地所有者・違反転用者（以下「相手方」という。）に発出した原状回復命令書の留意事項の2に基づき、「原状回復等の措置を期日である本年7月31日までに完了できなかった理由及び原状回復等の措置の履行状況についての報告書」を今月18日までに提出する旨求めることとなり、相手方に対し、今月7日付けで通知文を発出した。
その結果、今月17日に違反転用者名義で報告書が提出された。
報告書のあらましについて、「原状回復に当たり、業者からの見積書取得や農地周囲の外構の内容を決定することに対して、時間を費やしてしまった。現在、工事業者を選定しており、原状回復し農地に戻すよう誠心誠意取り組む。しかしながら、自身の体調不良のため、検査等で入退院を繰り返していることから、令和7年4月末日まで猶予をいただきたい。」とのことであった。
本来、今月下旬にも警察への告発を行う予定であったが、報告書の提出を受け、現在、県と今後の対応を検討しているところである。
いずれにせよ、「本事案を看過すれば、他の農地所有者に対し、「違反転用を行っても、大したペナルティはないため、いわゆる“やったもの勝ち”」である」という誤った認識を与え、全国の農業委員会に共通する使命である「食料の安定供給の基盤である優良農地の確保と効率利用の促進及び農地利用の最適化」を著しく阻害するおそれがあることから、いわき

事務局 (浅川主査)	市農業委員会は、このような行為を断じて許すことができない。」というスタンスのもと、違反状態の是正に向けて、粛々と事務処理を進めていく。 本事案については、また動きがあり次第、総会場で随時報告する。
議長 (蛭田会長)	そのほか、事務局より何かございますか。 【特になし】 では、委員の皆様から何かございますか。
19番 生田目委員	お手元に「むすめきたか収穫祭」のチラシをお配りしております。 現在私は、いわき市伝統野菜保存会の「むすめきたかを食べる会」代表を務めさせて頂いております。 いわき市の伝統野菜は、各地区に沢山ございます。 詳しくは、市のホームページでご確認頂きたいと思いますが、そのひとつに、「むすめきたか」という小豆がございます。 その収穫祭を来る11月24日(日曜日)に開催いたします。 農業委員の中にも会に属し、生産されている方々がおりますので、お時間のある方は、是非、足を運んで頂きたいと思います。 よろしくお願いいたします。
議長 (蛭田会長)	そのほか、委員の皆様から何かございますか。 【特になし】 特にないようですので、以上を持ちまして、いわき市農業委員会第5回総会を閉会いたします。

4 議案・報告の内容及び審議結果

(1) 議案

番号	名称	審議結果
第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	番号1番から番号4番、番号6番から番号8番は許可、番号9番は却下（番号5番は取下げ）
第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第3号	非農地の判断について	原案のとおり可決

(2) 報告

番号	名称
第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
第2号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
第3号	農地法第18条第6項の規定による通知について
第4号	引き続き農業経営を行っている旨の証明書について

5 農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当した委員 なし

6 本総会の閉会時刻

午後3時25分

7 本総会の議事録署名人に指名された委員

11 平田 敬一 12 鈴木 忠光